

(参考) 第 27 回景観審議会における質問事項への回答について

Q1 安曇野市における森林環境譲与税の状況はどうなっているか？

A1

森林環境譲与税の用途は法令で定められており、市町村が行う森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備およびその促進に関する費用に充てなければなりません。安曇野市においては、森林環境譲与税基金への積み立ての他、森林経営管理制度の実施に向けた意向調査等を実施しています。

令和2年度 安曇野市の森林環境譲与税の用途状況

事業名	事業内容	事業総額 (千円)			事業内容	
		(A)+(B)+(C)	(A) うち令和2年度の森林環境譲与税 (千円)	(B) うち基金取崩額 (千円)		(C) うち他の財源 (千円)
森林経営管理等整備事業	現地調査用モバイルシステム購入	402	0	402	0	経営管理権集積計画作成の際に、境界確認等のために使用する測量機器等を購入。
森林経営管理等整備事業	意向調査票の発送	7	0	7	0	三郷地域の一部森林について、森林所有者への意向調査票を発送。 ■意向調査対象 ・筆数：130筆 ・面積：123.457ha ・人数：62人
森林経営管理等整備事業	森林環境譲与税基金積立金	17,587	17,566	0	21	今後増大すると予想される森林経営管理法に基づく市町村自らによる森林整備（市町村森林経営管理事業）に備えた積立。
合計		17,996	17,566	409	21	

Q2 安曇野市で実施している緑化関連事業は何があるか？

A2 (市と関連する団体が実施している事業も含む)

①緑化推進記念樹等交付（建築住宅課建築景観係）

概要 子どもの誕生、住宅を取得した方に記念樹を交付する

対象 市内在住者で子どもが生まれた方、住宅を取得した方（1年以内）

内容 誕生した子ども1人につき1本、住宅1軒につき2本（1本あたり4000円）

②生垣設置等補助金（建築住宅課建築景観係）

概要 生垣を設置する、又は生垣設置に伴い、ブロック塀を撤去する場合の費用を助成

対象 市内の土地所有者または管理者

内容 費用の2分の1以内（生垣設置：上限5万円、ブロック塀撤去：上限15万円）

③沿道緑化事業（都市計画課公園緑地担当）

概要 市内の沿道で緑化活動を行う団体へ、花の苗や種子、土や肥料、プランターといった園芸資材等を提供する

対象 市内在住者で構成される団体（区、常会、サークル）・市内に事業所がある法人等

内容 3万円分を限度として園芸資材を提供（年度ごとに1団体1回まで）

④アルプス花街道事業（アルプス花街道実行委員会主催 事務局補佐：地域づくり課）

概要 市民ボランティア、企業、県や市役所職員の有志などにより実行委員会を組織して、それぞれの団体が区画を受け持ち、マリーゴールドの植栽及び管理を行い、県道等の美化・景観形成を図っている。また、活動を通じた絆や生きがいがづくり等コミュニティ形成に寄与している。

対象 市内の団体・個人

内容 担当区画に植栽するマリーゴールド及び肥料や培養土等の資材提供

⑤緑化に関連する講座の開催

- ・緑のカーテン講座（安曇野環境市民ネットワーク主催 事務局：環境課）
- ・コミュニティガーデン講座、ハンギングバスケット講座（都市計画課公園緑地担当）

Q3 大規模な太陽光発電施設に対する対応方法は？

A3

○景観条例による対応

景観づくりガイドラインにおいて推奨基準を定めている。なお、土地利用条例において技術的な基準が定められていることから、景観条例の届出対象外としている。

○土地利用条例による対応

土地の利用方法を変更する事業に対し手続を求めており、太陽光発電施設については、次のとおり場所及び規模に応じて、所定の手続きが必要になる。

景観エリア区分	土地利用基本区域	必要な手続き
まちなか	拠点市街、準拠点市街	1,000 m ² 以下→承認、1,000 m ² 超→特定
田園	田園居住、田園環境	200 m ² 以下→承認、200 m ² 超→特定
山麓・山間部	山麓保養、森林環境	原則不可
山岳	森林環境	〃

※ 手続きについて

- ・承認：予め定める基準（基本計画、技術的細目等）への適合を審査し、市が開発を許可（承認）する。
- ・特定：①周辺住民の意向（地元説明会、市民による意見書を条例で規定）、②土地利用審議会の意見（専門家の意見）、③認定に関する指針への整合の3点を踏まえ、まちづくりの目標像等に反しないと認める場合に、市が開発を許可（認定）する。

（参考）風力発電施設について

土地利用基本計画の開発事業の基準に定めがない事業のため、どの地域でも特定の手続きが必要になる。